

意見書

全国小規模保育協議会理事長
駒崎弘樹

①提供している保育の内容

小規模保育

②どのような子どもが利用しているのか

認可園と同じだが、自治体によっては小規模保育が手厚いことを知っているのも、ひとり親家庭や外国籍等、よりケアが必要な家庭を優先的に配所している。

一例をあげると、豊島区「おうち保育園南長崎」園だが、12人定員に7人の外国籍の子どもとなっている。

③利用料

公定価格

④無償化に対する意見

- ・認可外に関しては、それがベビーシッターであろうと完全なる無認可であったとしても、認可等の公定価格分を上限に補助を行う仕組みにするべきだ
(例えば東京都の1才児の公定価格は16万3700円)

保育所 (保育認定)

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分 ⑤			
				保育標準時間認定		保育短時間認定	
				基本分単価		基本分単価	
				(注)		(注)	
				⑥		⑥	
	20人	2号	4歳以上児	99,820	(107,390)	74,320	(81,890)
3歳児			107,390	(163,700)	81,890	(138,200)	
3号		1、2歳児	163,700	(239,470)	138,200	(213,970)	
		乳児	239,470		213,970		

- ・なぜなら、認可に落ちたのはその親や子どもの責任ではなく、自治体が児童福祉法の定めによらずに保育所を十分確保できなかったためである。

- ・ 運によって投下される税（公定価格）が異なるのは、公平ではない
 - ・ また、どんな認可外でも「公定価格を補助してしまったら、認めてしまったことになる」という厚労省の意見は妥当ではない
 - ・ 補助をしても、査察や指導はできるし、それが一定の基準に満ちてなかったらキックアウトすれば良いのである
 - ・ また認可等は基本公定価格だけでなく諸々のオプション加算があるので、厳しい規制を超えた分、そうした加算分は受け取れる資格がある、と考え方を整理できる
 - ・ 結果として、保育所補助というのは、事業者や施設に投下されるものというよりも、親子1組ごとに固有の権利としてアカウントを持っていて、認可を利用しようと、認可外を利用しようと、親子はそのアカウントから支払がされる、というパラダイムに変わっていくだろう。
 - ・ 親子とアカウント内の補助の執行状況が1対1で突合できるようになることで、将来的にはその子どもに合わせたベストな養育プランを親とこどもケアプランナーが話し合っ作っていくような世界観も可能になるだろう
- 例1) ADHD傾向の4歳時のAくんは、月曜～木曜は保育所で、金曜日は療育後に居宅訪問型保育
- ・ これまでの硬直的な自治体主導の認可制から、親（子ども）主権で、それぞれの子どもに最適な保育ケアプランに従った保育サービスが織りなされる世界への移行が望ましい
 - ・ 結論として、無償化の範囲は「ベビーシッターやベビーホテルを含む全て」で、保育料上限は公定価格範囲内」であり、認可外に関しても営業停止処分を含めた監査・査察を実施するという政策パッケージを提案する。